

別表（第4条関係）

給付対象者	区分	交付額	備考
訪問看護ステーションに勤務し、患者と接する医療従事者や職員	実際に新型コロナウイルス感染症患者に対して入院診療等を行った訪問看護ステーション	1人当たり 20万円	ただし、当該訪問看護ステーションにおいて、実際に初めて新型コロナウイルス感染症患者に対して入院診療等を行った日以降に勤務していない医療従事者や職員に対しては、1人当たり5万円
	新型コロナウイルス感染症患者に対して入院診療等を行っていない訪問看護ステーション	1人当たり 5万円	—

※勤務する訪問看護ステーションは、指定訪問看護事業者に限る。

※「10日以上勤務」とは、対象訪問看護ステーションにおいて勤務した日が、令和2年（2020年）2月21日から令和2年（2020年）6月30日までの間に延べ10日以上あること。

※年次有給休暇や育児休暇等、実質勤務していない場合は、勤務日として算入しない。

※慰労金の目的に照らし、「患者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている医療従事者や職員（派遣労働者の他、業務委託受託者の労働者として当該訪問看護ステーションにおいて働く従事者についても、同趣旨に合致する場合には対象に含まれる。）であること。

※慰労金の給付は、介護施設や障害施設等に勤務する者への慰労金を含め、1人につき1回に限る。